

令和3年4月22日（木）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、日本道路株式会社（所在地 東京都港区）
に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ
中村 宏 （内線2511）

総務部契約管理官

タガチ ムネコ
田口 由美子 （内線5880）

○総務部契約課長補佐

ナカヤマ ヒロコ
中山 洋子 （内線2517）

工事安全推進室長

フジイ ヒロシ
工藤 浩 （内線5708）

○企画部技術調査課長

ゴカイ ヒロキ
後閑 浩幸 （内線3251）

○企画部技術調査課建設専門官

カワジ ユキ
川路 隆之 （内線3252）

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
日本道路株式会社	東京都港区新橋1-6-5

2. 指名停止措置期間

令和3年4月22日から令和3年5月21日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、千葉国道事務所発注の「R1国道357号市川大橋（海側）舗装補修工事」において、令和2年11月25日、後片付けで資機材を2tパワーゲート車に積み込む為、当該車輛を後退させたところ、誤って清掃作業中の作業員を轢き、負傷させる工事関係者事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

0

<指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内